

令和元年

南部町議会第3回臨時会会議録

令和元年11月29日

山梨県 南部町議会

令和元年南部町議会第3回臨時会

令和元年11月29日(金)

午前9時30分 開会・開議

於 議 場

議 事 日 程 (第1号)

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 提出議題の報告

日程第 5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第 94号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 95号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 96号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 97号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 98号 南部町交流促進施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 99号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第4号)

議案第100号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第101号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第3号)

議案第102号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第103号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第104号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	木 内 秀 樹	2 番	遠 藤 高 芳
3 番	高 橋 茂 広	4 番	若 林 良 一
5 番	望 月 光 彦	6 番	小 泉 昇 一
7 番	若 林 一 明	8 番	市 川 強
9 番	望 月 藤 一	10 番	堀 之 内 可 和
11 番	遠 藤 光 宣	12 番	仲 亀 佳 定

5. 欠席議員は次のとおりである。（ な し ）

6. 会議録署名議員

6 番	小 泉 昇 一	7 番	若 林 一 明
-----	---------	-----	---------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

町 長	佐 野 和 広	教 育 長	芦 澤 和 彦
会 計 管 理 者	望 月 浩	総 務 課 長	小 倉 弘 規
財 政 課 長	遠 藤 良 彦	産 業 振 興 課 長	梶 原 猛
建 設 課 長	望 月 一 臣	建 設 課 課 長 補 佐	望 月 文 広

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 滝 基 成

開会 午前9時30分

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

令和元年第3回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

晩秋から初冬へと季節は移ろい、朝夕はめっきり冷え込むようになってまいりました。

これから本格的な寒さに向かいますので、皆さまには十分ご自愛ください。

さて、議員各位には、令和元年第3回臨時会の開催通知を差し上げましたところ、何かとご多用の中、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本臨時会の円滑なる議会運営に、格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和元年南部町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和元年南部町議会第3回臨時会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番 小泉昇一議員および7番 若林一明議員の両名を指名いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長および教育委員会の教育長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情についてであります。本臨時会に付する請願、陳情等はありません。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第４ 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（仲亀佳定君）

日程第５ 議案の説明、質疑・討論・採決を行います。

議案第９４号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第９５号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第９６号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第９７号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第９８号 南部町交流促進施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第９９号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第４号）

議案第１００号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第１０１号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第３号）

議案第１０２号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第１０３号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第１０４号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

以上、１１件について、会議規則第３７条の規定により、一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

では、私の方から提案理由の説明をさせていただきます。

元号が令和に改まって丁度７ヶ月となりました。９日には天皇陛下のご即位をお祝いする国民祭典が皇居前に３万人が集い開催されました。

翌、１０日には即位に伴う最後の国事行為として、祝賀御列の儀が行われ、沿道に詰めかけた１１万９千人の皆様と共に、テレビ中継を拝見しながら国民の一人として祝福させていただきました。

それでは、本臨時会にご提案させていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案集１ページの議案第９４号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案集７ページの議案第９７号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてまでの条例改正議案４件ありますが、８月の人事院給与勧告ならびに１０月の山梨県人事委員会勧告を踏まえ、南部町議会の議員、町長、教育長の手当および職員の給与につきましても同様の措置を講ずることとしたことに伴い、各条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案集２４ページの議案第９８号 南部町交流促進施設条例の一部を改正する

条例の制定についてであります。新たな指定管理者の下、なんぶの湯の利用者数の増加と健全な経営を図るため、営業時間、休館日および利用料金の見直しを行ったことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第99号から議案第104号までの補正予算6件であります。今回提案しました議会の議員、町長、教育長および職員の給与等の条例改正に伴う職員人事費などの必要経費を計上いたしました。

最初に、議案第99号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第4号)であります。歳入歳出それぞれ2億1,040万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を5億1,679万9,000円とするものであります。

その主な内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の外、台風19号による災害復旧工事費、本庁舎空調機およびなんぶの湯の雨漏りなど緊急修繕料であります。

歳入では、繰越金を充当し、収支の均衡を図っております。

次に、議案第100号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)から議案第104号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの特別会計5件につきましては、それぞれの会計において、人事院勧告などに伴う給与と改定ならびに人事異動に伴う人件費を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(仲亀佳定君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第94号から議案第97号について、小倉総務課長。

○総務課長(小倉弘規君)

(補足の説明・省略)

○議長(仲亀佳定君)

次に、議案第98号について、梶原産業振興課長。

○産業振興課長(梶原 猛君)

(補足の説明・省略)

○議長(仲亀佳定君)

次に、議案第99号から議案第104号について、遠藤財政課長。

○財政課長(遠藤良彦君)

(補足の説明・省略)

○議長(仲亀佳定君)

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長(仲亀佳定君)

次に、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

議案集1ページをお開きください。

議案第94号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第94号についての質疑を終結いたします。

○議長(仲亀佳定君)

次に、議案集3ページをお開きください。

議案第95号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第95号についての質疑を終結いたします。

○議長(仲亀佳定君)

次に、議案集5ページをお開きください。

議案第96号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第96号についての質疑を終結いたします。

○議長(仲亀佳定君)

次に、議案集7ページをお開きください。

議案第97号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第97号についての質疑を終結いたします。

○議長(仲亀佳定君)

次に、議案集24ページをお開きください。

議案第98号 南部町交流促進施設条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

8番 市川強議員。

○8番議員(市川 強君)

2点質問します。

1点目、TTCの5年間の契約は、いつからいつまでか。

2点目、TTCが5千万円くらいの費用をかけて改修工事を行うそうですが、5年経ったときにももしも指定業者が替わる場合に、その5千万円の費用を請求されないか。残りの減価償却分の費用を請求されないか。そのような契約になっているのか。伺います。

○議長(仲亀佳定君)

梶原産業振興課長。

○産業振興課長(梶原 猛君)

それでは、8番 市川議員のご質問にお答えします。

今回の5年間の契約ということで、仮契約期間も含めて、令和元年から令和5年までの5年間契約となっております。

次に、リフォーム。5千万円を掛けてTTCが現在やっております。もしも5年間契約が終了して、違う会社になった場合、その会社と協議をして「元の状態に戻してもらいたい」となった場合には、TTCに全額自己負担で元通りに戻すという話になっております。ただ、5年後の新しい企業がどの程度、現状がこのままでいいかどうかは今後の協議となります。

すべて復旧となった場合には、復旧する話になっております。以上です。

○議長（仲亀佳定君）

8番 市川強議員。

○8番議員（市川 強君）

話になっておるということですが、それは書面で残っているということですのでよろしいですか。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（梶原 猛君）

財政課から、協定書に書かれていると聞いています。以上です。

○議長（仲亀佳定君）

8番 市川強議員。

○8番議員（市川 強君）

書面で残っているということですが、もしも業者が替わった場合には、新しい業者との話し合いで、費用のことにに関して、町は一切関係ないということですね。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（梶原 猛君）

そのとおりです。

○議長（仲亀佳定君）

他に、質疑はありませんか。

5番 望月光彦議員。

○5番議員（望月光彦君）

開館時間が午前9時半から10時半に1時間ずらしております。これによって仕事帰りの人がゆっくりと入れるようになると先ほど説明がありましたが、実際に時間をずらすことによって人数とかそういうものの推移なんかはどういう読み方をしているのか。

ずらすことによるメリットというのは、先ほど口頭でありましたけれども、具体的にもっと何か、例えば、人数的にこのくらい見込まれて、経営的に利潤を得られるというような、具体的な数値とかあるのでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（梶原 猛君）

それでは、5番 望月議員のご質問にお答えします。

今回、1時間開館を遅らせると、なぜそうしたかと申しますと、今までも町民の方から「もうちょっと夜を延長してもらいたい」という要望があったこと。また、現在、町営温泉とか指定管理等いろいろな所でTTCが話を聞いてきた中で、もう少し夜営業は遅い方がよいという風に判断をして今回こうなりました。

今回1時間延ばすことによってお客さんがこの位増えるというような数字は、特に掴んでおりません。以上です。

○議長（仲亀佳定君）

他に、質疑はありませんか。

4番 若林良一議員。

○4番議員（若林良一君）

4番 若林。今、望月議員から話がありましたように、私の方もそれについて伺いたいと思います。

以前、午前9時30分から午後8時まででした。それを1時間延ばしたということで、午前10時30分から午後9時までとなりました。夜遅くまでお仕事をされている方が大勢入られるという話でありますけど、これを営業の方で見ているからそういう考えであって、私が言いたいのはそこに従事する従業員の方々のことを課長は考えているのでしょうか。今の課長の説明では、業者任せで言っているような気がするんです。一番大事なのは、そこで働く従業員の方のことも考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

4点ほど課長に聞きたいことがあります。

今、働き方改革とかそういう促進の中、週40時間というような時間が決められております。その中で、実労10時間30分ですよね。その間、食事休憩を1時間とって、15分休憩を午前と午後にとったとして、1時間半。それでもまだ残業になりますよ。これを繰り返していきますと、従業員の身体ももたないし、もう絶対に長続きしないと思います。そういうところまで踏み込んでいただきたいという要望もあります。

今度指定管理を受けるTTCと綿密なシフト管理を作っていただいて、週40時間ですから、必ず週休二日制ですよね。そういうのを加味していただかないと、年中無休ですから、従業員がもたないです。その辺を指定管理者と話し合っていくことが大事です。

次に、閉館時掃除をしている。町が指定管理をしたのは、平成22年からです。それ以前は、町の職員が清掃をやっていたはずですが。これは余談ですが、その頃は隅から隅まで本当にきれいにやっていました。それが、指定管理になってから杜撰になってきました。それは明らかにわかります。産業振興課長は、実際になんぶの湯を見てきてわかっていてこういう話をしているのか疑問です。今後、1回レジオネラ菌が出ておりますので、今度は慎重に、清掃管理についても、指定管理者と綿密に打合せをしていただかないと、これでまたレジオネラ菌が出てしまったら死活問題ですから。

今から始まることですから、行政と指定管理者が一つになってそれを十分にやっていただきたいなと思います。

後ですね、大広間のところですが、できる限り町内の地元の業者、燃料や食材など、そういうものを取り込んでいただいて、町内のお店が潤うような形をとってくれるといいんじゃないかと思います。

最後に、新旧対照表のところに、回数券のことが載っていないのですが、たぶん3月から休館していますので、その前に回数券を購入された方々に対してはどのような対応を今後するのでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（梶原 猛君）

それでは、4番 若林議員のご質問にお答えします。

4点ということで、まず最初の労働時間について。従業員をパートで前半と後半に分け、それなりの人数を揃えて、過酷にならないようにと、その話はすでに指定管理者であるTTCから伺っております。適正な労働時間を守って従事するように町からも言うておきます。

そして、清掃について。以前の町営の頃は、かなり綿密にやっていました。旧指定管理者ユアーズは、シルバー人材センターを使っていました。今後もシルバーを使ってやることになろうかと思いますが、その辺の徹底も町から新指定管理者であるTTCへ指導していきます。

今回、モノクロアミンで6系統から浴槽の方へお湯が回っています。年中無休という中で、どのように清掃をしていくのかの話ですが、1系統ずつ、曜日を分けて1週間に一回は必ず1つの浴槽を清掃するということです。全浴槽を1度に掃除するのではなく、毎日必ず1つの浴槽を中性洗剤で徹底的に清掃するということになっています。これについてもきれいに清掃するように町から指導していきます。

次に、食材についてですが、現在、道の駅なんぶでもお茶とか、またかなり町内の食材も使いながら営業しております。なんぶの湯についても、道の駅なんぶと同じように、なるべく町内の食材を利用しながら営業するように話しておきたいと思います。

最後に、回数券の件ですが、ユアーズの時に購入した回数券を持ってきてなんぶの湯に入るときは、それはユアーズに支払いをしてもらうよと、昨日もユアーズと話をして念を押しています。これについては、すべてユアーズが責任を持って払うということになっております。以上です。

○議長（仲亀佳定君）

4番 若林良一議員。

○4番議員（若林良一君）

今ですね、前向きな意見だと思います。ただ、「言うておきます。」とか、というのは止めてもらいたい。「いきます。」「やります。」と、ちゃんとTTCとの綿密な打合せ、これは全員協議会でも梶原課長は堀之内議員から言われているはずですが、やっぱりチェックリストを見たらものを作るなり、それなりのものをして、毎日とは言いませんが、1週間に1回必ず行ってチェックするくらいのことをしていかないと、今度またレジオネラ菌が出たらアウトです。課長もご存じのとおり、この山の向こうの施設は

閉鎖ですよ。あんな感じになったら本当に困る。ですから、先ほども予算の中で、雨漏り修繕にだいぶ費用も使っていますので、そういうことを考えるとですね、今回は真剣に考えていったらいいと思います。

ぜひともここだけは、私は譲れませんので、今後は私が聞きますから。みんな早く温泉をオープンしてくれないかと期待していますので、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

他に、質疑はありませんか。

6 番 小泉昇一議員。

○6 番議員（小泉昇一君）

6 番 小泉。せっかくの南部町の交流促進施設です。末長く利用者と地域住民に愛されて、更に継続していくためにちょっと私なりの意見を述べていきたいと思います。

入浴料金については、私が調べたところ、660円は妥当な金額だと思います。

なぜならば、同じ峡南地区のみたまの湯よりも安いし、なお且つ、北杜の温泉、峡東地区や郡内地区にある温泉よりも若干安い金額に設定されております。ありがたいことだと思っております。

しかし、この交流促進施設を本当に継続していくためには、指定管理業者に任せるだけではなく、産業振興課が独自のパンフレットを作って。静岡県富士以東は温泉がたくさんあります。以西の各駅にパンフレットを出すとか、身延線の各駅にパンフレットを出すとか、ハイウェイ、全てのレールにPRして呼びかけていく、そのような考えはお持ちでしょうか。また更に積極的にそのような考えを持っているんでしたら押し進めていただきたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（梶原 猛君）

それでは、6 番 小泉昇一議員のご質問にお答えします。

なんぶの湯に限らず、いろいろな指定管理、道の駅なんぶ、山水徳間の里、道の駅とみざわ等そういう指定管理の施設がいくつもありますので、今現在、観光パンフレットを制作中でございます。その中にいろいろな施設を盛り込みながら、そのパンフレットをいろいろな所に置いて南部町をPRしていきたいと考えております。以上です。

○議長（仲亀佳定君）

他に、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第98号についての質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第99号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において、事項別明細書により行います。

9 ページから 20 ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

7 番 若林一明議員。

○7 番議員（若林一明君）

7 番 若林。災害関連、20 ページについて確認しておきたい。

過日、奥山温泉へ行きましたけれど、土砂はありませんでしたから。台風のと、住民のために早々に行くということで、事後承諾の予算ということでよろしいですね。

それ以外の、結局町単のお金になるわけですが、国庫補助事業が付くような災害があったのか、件数とかわかりましたらお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

望月建設課長。

○建設課長（望月一臣君）

7 番 若林議員のご質問にお答えします。

12 月の定例議会に出す予定ですが、1 件林道災がございましたので、それを提案させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

他に、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第 99 号についての質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第 100 号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、9 ページと 13 ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第 100 号についての質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第 101 号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 3 号）について、29 ページと 33 ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第 101 号についての質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第 102 号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、事業勘定の 51 ページと 55 ページ、直営南部診療施設勘定の 69 ページと 73 ページおよび直営万沢診療施設勘定の 87 ページと 91 ページについて、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第１０２号についての質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第１０３号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、１０７ページと１１１ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第１０３号についての質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第１０４号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、１２７ページと１３１ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第１０４号についての質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

次に、討論を行います。

まず、議案第９４号から議案第９８号までの条例の一部改正５件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第９４号から議案第９８号までの討論を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第９９号から議案第１０４号までの補正予算６件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第９９号から議案第１０４号までの討論を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

次に、採決を行います。

採決は１議案ごとに、順次行います。

はじめに、議案第９４号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第９４号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第９５号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第９５号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第96号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第96号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第97号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第97号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第98号 南部町交流促進施設条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第98号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第99号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第99号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第100号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第100号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第101号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第101号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第102号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第102号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長(仲亀佳定君)

次に、議案第103号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第103号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長(仲亀佳定君)

次に、議案第104号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第104号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和元年南部町議会第3回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控室にご集合ください。

閉会 午前10時27分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年 11月 29日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

小 泉 昇 一

会議録署名議員

若 林 一 明

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 滝 基 成